

令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金 635,478,574 円のうち、306,355,835 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、329,122,739 円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 2 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一